

## 第 12 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 2 年 2 月 13 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時

### 出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	野 口 達 也
3 番委員	関 口 博 昭	4 番委員	土 方 清 一
5 番委員	瀧 柳 正 明	6 番委員	鳩 山 隆 史
7 番委員	元 木 幹 夫	9 番委員	川 端 宏 志
10 番委員	鈴 木 正 勝	11 番委員	森 田 晃 章
12 番委員	伊 藤 義 治	14 番委員	井 上 一 郎
15 番委員	熊 井 守	16 番委員	杉 崎 一三六
17 番委員	富 澤 保 夫	18 番委員	荻 本 末 子
19 番委員	小 野 一 弘	20 番委員	井 上 眞 一

### 欠席委員

8 番委員	榎 本 弘 行	13 番委員	原 勇
-------	---------	--------	-----

### 事 務 局

局長	元木勇治	次長	今村好一
書記	中野詳一		

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22期第12回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、17名の委員のご出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることをご報告します。

なお、8番議席の榎本委員、13番議席の原委員につきましては、本日、都合により欠席する旨のご連絡をいただいております、また、12番議席の伊藤委員につきましては、遅れる旨のご連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。早いもので、ことしも2月に入り、立春が過ぎ、暦の上では春になりました。きょうなどは気温が結構高いです。ただ、先日は急激な寒さ、霜が降ったりしておりました。また、このところ、インフルエンザもかなり流行しているように聞いておりますけれども、インフルエンザの話題よりも、中国の新型コロナウイルスのほうの話題が前面に出ていて、皆さんも体調を崩さずに、日ごろから手洗い、うがいなど予防に努めていただきまして、体には気をつけていただきますようお願いいたします。

なお、今月の20日には農業者大会があります。その後、引き続き祝賀会、祝賀パーティーがクレストンで行われますので、その辺もよろしく願いいたします。

それでは、議事日程に従い議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、4番議席の土方委員、6番議席の鳩山委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局から説明します。お願いします。

○中野書記　それでは、事前に配付しております総会資料、報告第3号をご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてであります。この届

け出は、土地の権利の移動を行い、農地を農地以外のものに転用するものでございます。

それでは、資料の番号1をご覧ください。土地の所在は若葉町3丁目●●番●●，面積は111平方メートルでございます。譲渡人は株式会社飯田産業，譲受人は●●●●氏であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。

続きまして，番号2をご覧ください。土地の所在は若葉町3丁目●●番●●，面積は120平方メートルであります。譲渡人は株式会社飯田産業，譲受人は●●●●氏であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。

次のページをお願いいたします。番号3をご覧ください。土地の所在は若葉町3丁目●●番●●，面積は116平方メートルであります。譲渡人は株式会社飯田産業，譲受人は●●●●氏，●●●●氏であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。

前ページの番号1から番号3までは元木会長が現地確認を行い，いずれも現況が農地であることを確認しております。これらの土地は，京王線仙川駅の南，松原通り沿いに面した土地になります。以前，生産緑地でありましたが，相続による買い取り申し出を経て，行為制限の解除となっております。今般，土地活用を図り，所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され，地目の変更をするものでございます。なお，12月23日に届け出があり，申請書類に不備がなかったため，同日受領し，12月27日に受理通知書を交付しております。

番号4をご覧ください。土地の所在は深大寺北町3丁目●●番●●外1筆，面積は合計で2,225平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は株式会社アーネストワンであり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。瀧柳委員が現地確認を行い，現況が農地であることを確認しております。この土地は，北ノ台小学校の北側にあります。以前，生産緑地でありましたが，相続による買い取り申し出を経て，行為制限の解除となっております。今般，土地活用を図り所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され，地目の変更をするものでございます。なお，12月27日に届け出があり，申請書類に不備がなかったため，同日受領し，令和2年1月6日に受理通知書を交付しております。

続きまして，次のページになります。番号5をご覧ください。土地の所在は下石原3丁目●●番●●，面積は497平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は倉林建設株式会社であり，転用目的は併用住宅（居宅・作業所）の建設であります。熊井委員が現地確認を行い，現況が農地であることを確認しております。この土地は，品川道と鶴川街道の交差点南側になり，以前は生産緑地でありましたが，相続による買い取り申し出

を経て、行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う併用住宅の建築が計画され、地目の変更をするものでございます。なお、令和2年1月6日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月15日に受理通知書を交付しております。

続きまして、番号6をご覧ください。土地の所在は小島町3丁目●●番●●外1筆、面積は合計で666平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は誠賀建設株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。熊井委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

次のページをお願いいたします。番号7をご覧ください。土地の所在は小島町3丁目●●番●●，面積は457平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は誠賀建設株式会社であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この番号6番と7番につきましては、譲渡人と譲受人が同じで転用目的も同一であることから、届け出時に開発行為の有無について確認しております。届け出者からは開発行為にはならないということでしたので、市の都市計画課にも確認をとったところ、現在までに開発行為の相談、提出は受けていないということであったため、受理通知書を交付しております。

なお、都市計画課からは、番号6番と7番の間に細い赤通があるということから、別々の計画ということになる。相談も受けるということでした。なお、開発行為というのは、計画により、その土地の形態が道路等により変わる場合に開発行為に当たるということですので、赤通もここに当たるということでした。

続きまして、最後、番号8をご覧ください。土地の所在は小島町3丁目●●番●●，面積は976平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は武蔵開発株式会社であり，転用目的は資材置き場の建設であります。

番号6番，7番及び8番につきましては，熊井委員が現地確認を行い，現況が農地であることを確認しております。

専決処分の報告については以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問がございましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ご質問、ご意見もないようですので、報告を承認することにご異議ありませんでしょう

か。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の議案についてです。日程第4，議案第2号「調布市農業委員会農地転用の届出に係る事務専決規程の一部改正について」を議題といたします。事務局が朗読いたします。お願いします。

○今村事務局次長 議案第2号「調布市農業委員会農地転用の届出に係る事務専決規程の一部改正について」，上記の議案を提出する。令和2年2月13日。提出者，調布市農業委員会会長，元木幹夫。

提案理由。農地法の一部改正に伴い提案するものであります。

以上であります。

○議長 ただいま議案第1号について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いします。

○中野書記 それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。本議案につきましては、昨年12月に開催された第10回農業委員会におきまして、ご説明させていただいております。ご説明は既に済んでいるところなのですが、調布市の農業委員会では、農地転用の届け出に係る場合、会長の専決事項とさせていただいておりますので、その専決規程というものがございます。この農地法の改正により、その規程の一部を改正することが必要となりましたので、改めて議案とさせていただいております。

提案理由といたしましては、農地法の一部改正に伴い提案するものでございます。今回の農地法の一部改正におきましては、農業振興地域についての農地法の第4条及び第5条の部分に追加があったことから、農地法第4条第1項第7号が第4条第1項第8号にずれる。同じく農地法第5条第1項第6号が第5条第1項第7号にずれるということで、調布市の農業委員会農地転用の届出に係る事務専決規程においてもその内容を一部改正させていただくものでございます。

説明は以上になります。

○議長 ただいま事務局から説明がございましたことについて、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ご質問、ご意見もないようですので、報告のとおり承認することにご異議ありませんで

しょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、そのように決定することといたします。

次に、日程第5、報告事項を議題とします。(1)令和元年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、(2)租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明)について、(3)生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上3件を事務局より説明します。

○中野書記　それでは、報告事項についてご説明をいたします。

資料の報告事項1をご覧ください。令和元年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和元年度農業委員会審議状況(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況をご覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表になります。令和元年度農業委員会審議状況(2)をご覧ください。宅地として農地転用したものではありません。所有権の移転を伴わない農地法第4条の届け出はありませんでした。所有権の移転を伴う農地法第5条が件数8件、面積5,168平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和元年度目的別農地転用状況についてご説明いたします。真ん中の表の令和元年度農業委員会審議状況(2)、宅地として農地転用したものの内容でございませぬ。前回の総会審議状況から変更となった部分でございませぬ。農地法第4条は前回から変更はございませぬ。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数38件、面積2万371.04平方メートル、表の下から4段目、資材置き場に転用したものが件数1件、面積976平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数53件、面積2万9,159.96平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。報告事項2をご覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明)についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものでございませぬ。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は入間町2丁目●●番●●外1筆、面積は合計で508平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。元木会長が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は深大寺東町6丁目●●番●●外4筆、面積は合計で2,281.43平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。井上一郎委員が現地確認をしております。

番号3についてご説明いたします。土地の所在は入間町3丁目●●番●●外2筆、面積は合計で2,221平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。元木会長が現地確認をしております。

なお、番号1から番号3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。これは報告事項3をご覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてご説明をいたします。この届け出は、生産緑地に係る農業の主たる従事者である旨を証明するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は深大寺北町2丁目●●番●●外2筆、面積は合計で2,005平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。瀧柳委員が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は布田3丁目●●番●●外12筆、面積は合計で3,657.85平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。小野副会長が現地確認をしております。

なお、申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ご質問、ご意見もないようですので、以上3件の報告を承認することにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項について説明いたします。

最初に、次回総会の日程についてです。次回の総会は、3月19日木曜日午後3時から調布市たづくり1001学習室で行います。こちらの部屋です。役員会は同じ日の2時30分から

同じ会場で行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、北多摩南部地区農業委員会検討会の開催についてです。令和2年1月24日午後1時30分から小金井市にて開催されました。資料としては、ちょっと分厚い資料として当日の資料を配付しております。

この検討会では、武蔵野市、三鷹市、小金井市、府中市、狛江市、調布市の北多摩地区の令和2年度に向けての農業委員会の活動報告がされ、意見交換などが行われました。当日配付された各市が提出した令和元年度の取り組み状況など、成果と令和2年度に向けた活動の主な内容については、本日資料として配付しておりますので、後にご覧ください。当日は会長、副会長と事務局が参加しております。

次に、令和元年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式の開催についてです。こちらも資料としては46ページからとなります。既に事務局から委員の皆様にはご案内しているところではございますが、令和2年2月4日火曜日午後1時30分から立川市女性総合センターアィムホールで表彰式が行われました。表彰式には受賞者とともに会長、副会長、野口委員、事務局が参加しております。

式では開催地の市長などから祝辞がありました。表彰式の後、東京都農業会議の角田専務理事による新たな法制度を活用した都市農業経営としての記念講演などが行われております。参考までに先ほどお渡しした46ページから48ページにも表彰者の一覧などを本日配付しておりますので、後にご覧ください。

次に、第61回東京都農業委員会・農業者大会の開催についてです。既にこちらは前回の総会などでもご案内しているところではありますが、2月20日木曜日午後1時から昭島市において第61回東京都農業委員会・農業者大会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、その他、農業対策ニュースなどを配付しておりますので、後にご覧ください。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　ただいま事務局からの説明がありましたことについて、何かご質問がございましたらお願いいたします。

○土方委員　次回、20日の農業者大会の持ち物は別に何も持っていかなくてよろしいわけですか。

○中野書記　大丈夫です。

○土方委員 農業委員のバッジ等はつけていったほうがいいですね。

○中野書記 そうですね。

○土方委員 わかりました。

○議長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

ほかにご質問もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第22期第12回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時26分

調布市農業委員会議事規則第13条の  
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

4 番委員

6 番委員